

二の目盲ひたる男敬ひて千手観音の日摩尼の手を称へて現に眼を  
 明るること得る縁 第十二 一四〇  
 法花経を写さむとして願を建てたる人日を断つ暗き穴に願の力を  
 頼みて命を全くすること得る縁 第十三 一四六  
 千手呪を憶持つ者を拍ちて現に悲しき死の報を得る縁 第十四  
 一四八  
 沙弥の乞食を撃ちて現に悲しき死の報を得る縁 第十五 一五〇  
 女人濫しく嫁ぎて子をして乳に飢ゑしめて故に現報を得る縁 第  
 十六 一五二  
 いまだ作り畢らざる捻躡の像呻ふ音を生して奇しき表を示す縁  
 第十七 一五三  
 法花経を写し奉る経師邪姪の為に現に悲しき死の報を得る縁 第  
 十八 一五五  
 産生みたる肉団女子と作りて善を修ひ人を化ふる縁 第十九 一五五  
 法花経を写し奉る女人の過失を誹りて現に口喞斜む縁 第二十  
 一五七  
 沙門眼盲ひたるに因りて金剛般若経を読ましめて眼を明るること  
 得る縁 第二十一 一六二  
 重き斤をもちて人の物を取りまた法花経を写して現に善と悪との  
 報を得る縁 第二十二 一六五  
 寺の物を用また大般若を写さむとして願を建てて現に善と悪との  
 報を得る縁 第二十三 一六六  
 修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十四 一七〇  
 大海に漂流れ敬ひて釈迦の称へて命を全くすること得る縁  
 第二十五 一七五  
 強ひて理にあらずして債を徴りて多く倍して取りて現に悲しき死

の報を得る縁 第二十六 一七七  
 觸骸の目の穴に筭の擲すを脱ちて祈りて霊しき表を示す縁 第二  
 十七 一七九  
 弥勒の丈六の仏の像其の頸を蟻に嚼まれて奇異しき表を示す縁  
 第二十八 一八三  
 村童の戯れて木を剋める仏の像を愚なる夫斫き破りて現に悲しき  
 死の報を得る縁 第二十九 一八五  
 沙門功を積み仏の像を作り命終る時に臨みて異しき表を示す縁  
 第三十 一八七  
 女人石を産生み之れを以ちて神として斎く縁 第三十一 一八七  
 網を用て漁る夫海の中の難に値ひて妙見菩薩を憑願ひて命を全く  
 すること得る縁 第三十二 一八七  
 賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悲しき死の報を得る縁 第  
 三十三 一八七  
 怨しき病忽に身に墮り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈  
 ゆること得る縁 第三十四 一八〇  
 官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悲しき報を得る縁 第  
 三十五 一八二  
 塔の階を減し寺の幢を仆して悲しき報を得る縁 第三十六 一八三  
 因果を顧ず悪を作ひて罪の報を受くる縁 第三十七 一八五  
 災と善との表相まづ現れて後に其の災と善との答を被る縁 第三  
 十八 一八六  
 智と行と並び具はる禪師重ねて人の身を得国皇の子に生るる縁  
 第三十九 一八六  
 跋 一七七

## 凡例

### 一 原文について

- 1 景戒の選述した段階の本文を推定復元し、おおむね現代通行の字種・字体をもってそれを表記した。
- 2 現代の学界に通行する本文校訂の方法におおむね従い、一本を底本として定め、他本を参照して作成したが、景戒の選述した段階の本文を推定復元するという方針にもとづいて、多く本文を改めた。
- (イ) 底本に存するものであっても、後代の成立と考えられるものは省略した。

#### a 書写奥書

#### b いわゆる訓釈・語注・音注の類

#### c 傍記・訓点の類

(ロ) 目録は、その存否が諸本で異なる。景戒の選述した段階で目録が存したか否か、判断が困難である。本書では、上中下三巻の体裁を統一するために、目録は省略した。

(ハ) 各写本独自の性格は、可能なかぎり除去することにとめた。

- 3 本文作成にもちいた底本は左記のとおりである。

上巻 興福寺本 興福寺蔵(興福寺国宝館)

- 中巻 来迎院本 来迎院蔵 [冒頭より序の末尾まで]  
 真福寺本 真福寺宝生院蔵(大須文庫) [右以外]
- 下巻 前田家本 前田育徳会尊経閣文庫蔵 [冒頭より序の末尾まで]  
 真福寺本 真福寺宝生院蔵(大須文庫) [右以外]
- 4 本文作成に参照した諸本は左記のとおりである。(一)内は、校記における略称。  
 興福寺本 (興)  
 来迎院本 (来)  
 前田家本 (前)  
 真福寺本 (真)  
 国会図書館本 (国)  
 東大寺要録所引本 (東)
- 5 興福寺本および真福寺本は、原本に拠った。  
 来迎院本は、日本古典文学影印叢刊1『日本霊異記 古事談抄』(財団法人日本古典文学会内 貴重本刊行会)所収の複製に拠った。  
 前田家本は、尊経閣叢刊19『日本国霊異記卷下』(育徳財団)の複製に拠った。  
 国会図書館本は、古典資料6『日本霊異記』(すみや書房)所収の複製に拠った。  
 東大寺要録所引本は、筒井英俊校訂本に拠った。

6 読者の便宜のために、表記に関しては次のような処置をとった。

- (イ) 読点を付した。  
 (ロ) 適宜改行して段落を設けた。  
 (ハ) 割注と称される双行表記は、小字の単行表記で示した。  
 (ニ) 疊字符は「々」に統一した。  
 (ホ) 底本破損による判読不可能の箇所は□で示した。  
 7 校訂者の意により返点をほどこした。

## 二 校記について

- 1 底本の本文を改めた箇所について、もとの本文を示した。ただし、一の2の(イ)および(ロ)に関しては省略した。  
 2 1の箇所に、あわせて本文校訂の参考となった異文を示したものがある。底本の本文に対しての校異をあげたものではない。

## 3 校記は

校訂本文(本文校訂の参考となった異文)―底本原文

という形式で示した。

たとえば

姝(興釈「有留和之久」・国「姝」)―妹

(上巻第二十縁)

とあるのは、底本(興福寺本)に「妹」とある箇所を、興福寺本の訓釈に「有留和之久」(ただし、掲出されている文字は「妹」。訓釈で掲出されている文字が校訂本文と適合しない場合にはこれを省略した)とあり、国会図書館本に「妹」とあることを参考にして、「妹」と改めたことを示している。

また、たとえば

之(来国)一ナシ

(中巻第十三縁)

とあるのは、底本(真福寺本)のこの箇所には「之」がないのだが、来迎院本と国会図書館本とに「之」があることを参考にして、「之」を補ったことを示している。このように校訂本文と参考にした異文とが同一である場合には、(一)内には他本の略称のみを示した。ただし、複雑なものに関してはこの限りではない。

また

不一片

(下巻第四縁)

のように(一)を用いないものは私意によって改めたものである。

4 狩谷掖斎による校訂本文、および近代の研究者による校訂本文との一致不致については言及しなかった。

5 諸本は、興、来、前、真、国、東、の略称で示した。釈、は、いわゆる訓釈を示す。

6 訓釈など双行小書された部分は小字の一行とした。

7 見せ消ちは、該当部分に傍線を付した。

8 文字の存否、破損など底本の状態を次のように表記する。

ナシ

本文にその部分がない

#### ◇ 本文破損

フメイ 本文不明

### 三 訓読文について

1 景戒の同時代人の視点での訓読文を作成した。

2 読者の便宜のために、表記に関しては次のような処置をとった。

(イ) 、「。」などを用いて表記した。

(ロ) 適宜改行して段落を設けた。

(ハ) 割注と称される双行表記は、小字の単行表記で示した。

(ニ) 置字符は「々」に統一した。

(ホ) 「廿」「卅五」などは、「二十」「三十五」などに改めた。

(ヘ) 底本破損による判読不可能の箇所は□で示した。

3 ひらかなに濁音専用仮名が存しなかったことを重視するならば、濁点・半濁点を付す表記を当然視する風潮には問題がある。また、濁点・半濁点を付すことによって、さまざまに異なったレベルの問題が訓読文に持ち込まれるのだが、本書では読者の便宜を最優先させて、濁点・半濁点を付すという現代の学界に通行する訓読文の表記に、おおむね従った。

### 四 その他

1 諸本に収録されている訓釈は、多くの誤字・誤解を含んでいる。景戒の原本に存したのではなく、靈異記享

受史のそれぞれが一コマというべきものである。興福寺本の訓釈は他本のそれに比べて信頼性が高い。脚注には興福寺本の訓釈はすべて掲出した。本文に対する注としても、それは有効であろう。

2 脚注で引用した主な文献の略称

攷証	日本霊異記攷証
書紀	日本書紀
続紀	続日本紀
広記	太平広記
和名抄	倭名類聚抄
名義抄	類聚名義抄

3 巻末には、人名・神仏名索引、地名・寺社名索引および経典名索引を収めた。

興福寺および真福寺の御好意により、興福寺本の原本および真福寺本の原本を精査することができました。深く感謝いたします。

日本霊異記 上巻